

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署												
1. 預金者保護等の観点に立ったあらゆる事態に対応した金融機関の破綻処理態勢の整備・強化																
<p>① 破綻処理に係る機構の対応力の維持・強化、金融整理管財人業務の質的向上</p>	<p>○金融機関の破綻処理を適切に実行できるよう諸課題の検討等を踏まえつつ、実務の見直しを行ったほか、関係当局や金融関係団体等との連携を更に深めるとともに、実務訓練・研修等を以下のとおり充実・強化するなど、金融整理管財人業務の質的向上に努めました。</p> <table border="1" data-bbox="454 499 1679 1192"> <tr> <td data-bbox="454 499 724 625">平成 28 年 5 月以降 6 月まで</td> <td data-bbox="724 499 1679 625">金融整理管財人業務に即した初動訓練の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 625 724 730">平成 28 年 9 月</td> <td data-bbox="724 625 1679 730">新規入構職員等を対象とした破綻処理基礎研修を、機構内 LAN/WAN を活用し、効率的かつ研修後も研修生等が自ら発展的に学ぶことができるような形で実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 730 724 856">平成 28 年 4 月以降 平成 29 年 3 月まで</td> <td data-bbox="724 730 1679 856">金融関係団体との金融機関の破綻処理スキームに係る検討内容に関する意見交換の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 856 724 930">平成 28 年 10 月</td> <td data-bbox="724 856 1679 930">金融関係団体から派遣される破綻処理緊急応援要員に対する研修の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 930 724 1066">平成 28 年 12 月以降 概ね毎月</td> <td data-bbox="724 930 1679 1066">破綻金融機関への派遣予定職員のうち営業店に配置を予定する職員等を対象とした研修を、機構内 LAN/WAN を活用し、効率的かつ研修後も研修生等が自ら発展的に学ぶことができるような形で実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1066 724 1192">平成 28 年 12 月以降 平成 29 年 2 月まで</td> <td data-bbox="724 1066 1679 1192">預金保険制度及び管轄金融機関の破綻処理に係る態勢整備の状況等に関する財務局等説明会の実施</td> </tr> </table>	平成 28 年 5 月以降 6 月まで	金融整理管財人業務に即した初動訓練の実施	平成 28 年 9 月	新規入構職員等を対象とした破綻処理基礎研修を、機構内 LAN/WAN を活用し、効率的かつ研修後も研修生等が自ら発展的に学ぶことができるような形で実施	平成 28 年 4 月以降 平成 29 年 3 月まで	金融関係団体との金融機関の破綻処理スキームに係る検討内容に関する意見交換の実施	平成 28 年 10 月	金融関係団体から派遣される破綻処理緊急応援要員に対する研修の実施	平成 28 年 12 月以降 概ね毎月	破綻金融機関への派遣予定職員のうち営業店に配置を予定する職員等を対象とした研修を、機構内 LAN/WAN を活用し、効率的かつ研修後も研修生等が自ら発展的に学ぶことができるような形で実施	平成 28 年 12 月以降 平成 29 年 2 月まで	預金保険制度及び管轄金融機関の破綻処理に係る態勢整備の状況等に関する財務局等説明会の実施	<p>○金融機関の破綻処理に係る諸課題の検討等を踏まえつつ、実務の見直しを行ったことにより、金融整理管財人業務の対応力の維持・強化を図ることができました。</p> <p>○金融関係団体との破綻処理スキームに係る検討内容に関する意見交換の継続的な実施や財務局等職員に対する預金保険制度及び管轄金融機関の破綻処理に係る態勢整備の状況等に関する説明会の実施により、破綻処理実務に対する理解と連携を更に深めることができました。</p> <p>○実務訓練・研修を更に充実・強化したことにより、金融整理管財人業務の質的向上を図ることができました。</p>	<p>○破綻処理スキームと金融整理管財人業務について、預金者保護の観点に立ち、金融商品、金融活動、金融機関業務等の多様化、高度化等に沿った対応ができるよう、預金保険制度の運用に関連する諸課題の整理・検討を行いつつ、破綻処理に係る実務の見直しを継続的に行うなど預金保険機構の対応力の維持・強化を図っていきます。</p> <p>○金融整理管財人業務の質的向上を図り、有事の際の適切な対応力を平時の段階から整備していくために、関係当局や金融関係団体等との連携を更に深めるとともに、実務訓練・研修等を充実・強化していきます。</p>	<p>金融再生部 金融整理課 財務部 財務企画課 資金第一課 資金第二課 預金保険部 企画課 研修課 特別業務部 指導調査課 検査部 検査企画課 審査課 法務統括室</p>
平成 28 年 5 月以降 6 月まで	金融整理管財人業務に即した初動訓練の実施															
平成 28 年 9 月	新規入構職員等を対象とした破綻処理基礎研修を、機構内 LAN/WAN を活用し、効率的かつ研修後も研修生等が自ら発展的に学ぶことができるような形で実施															
平成 28 年 4 月以降 平成 29 年 3 月まで	金融関係団体との金融機関の破綻処理スキームに係る検討内容に関する意見交換の実施															
平成 28 年 10 月	金融関係団体から派遣される破綻処理緊急応援要員に対する研修の実施															
平成 28 年 12 月以降 概ね毎月	破綻金融機関への派遣予定職員のうち営業店に配置を予定する職員等を対象とした研修を、機構内 LAN/WAN を活用し、効率的かつ研修後も研修生等が自ら発展的に学ぶことができるような形で実施															
平成 28 年 12 月以降 平成 29 年 2 月まで	預金保険制度及び管轄金融機関の破綻処理に係る態勢整備の状況等に関する財務局等説明会の実施															
<p>② 平時より必要となる措置に関する金融機関への情報発信、立入検査等を通じた金融機関への働きかけ及び対応状況のフォロー、立入検査の実効性・効率性の向上</p>	<p>[金融機関への情報発信、働きかけ及び対応状況のフォロー]</p> <p>○確実かつ円滑な破綻処理を実行するため、以下の各種施策を通じて、平時より必要となる措置に係る金融機関への情報発信の充実を図るとともに、金融機関における名寄せデータ、システム、手順書・マニュアル等の整備状況を把握したうえで、対応状況のフォローを行いました。</p> <p>(立入検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険事故発生時に預金の円滑な払戻し等を行うため金融機関に義務付けられた措置に係る態勢整備の状況を検査の中心に据えて実施しており、「改善ヒアリング」「システム検証」「研修・助言等」の各施策の実施を通じて確認した事項を十分に活用することに加え、オフサイトでのモニタリングを充実していくことにより、被検査金融機関に適切な対応を促しました。 <p>(改善ヒアリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監督当局である金融庁等で実施しており、実際に審査を担当した職員が同席して、被検査金融機関の改善状況を確認するとともに、必要な助言を行いました。これにより、検査結果を踏まえた当該金融機関の破綻処理態勢の整備の必要性に対する理解向上を図りました。 <p>(システム検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来から実施している名寄せデータ整備促進のための検証に加え、平成 24 年 5 月施行の改正預金保険法で新たに対応を求めた入出金明細ファイルのシステム整備状況の検証を開始しました。 	<p>○各種施策を通じて、金融機関における名寄せデータ、システム、手順書・マニュアル等の整備状況について、適切な対応を促すとともに、金融機関の対応状況についてもフォローを行いました。</p>	<p>○関係当局とも連携し、各種施策を通じて、平時より必要な措置に係る金融機関への情報発信を充実させ、必要な働きかけを行います。これにより、金融機関における適切な対応を促すとともに、金融機関の対応状況についてもフォローを行います。</p>	<p>検査部 検査企画課 審査課 金融再生部 金融整理課 預金保険部 研修課 調査部 調査分析課</p>												

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署								
	<p>(研修・助言等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 名寄せデータの正確性向上や入出金明細ファイルのシステム整備改善等のための金融機関への研修・助言を実施しました。さらに、保険事故に係るシステム関連の照会等の対応を実施しました。 <table border="1" data-bbox="498 384 1531 558"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施先数 (28年4月～29年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立入検査</td> <td>41先</td> </tr> <tr> <td>システム検証</td> <td>名寄せデータ 32先 入出金明細ファイル 31先</td> </tr> <tr> <td>研修・助言</td> <td>個別 13先 集合 9回 (146先)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[立入検査の実効性・効率性の向上]</p> <p>○立入検査については、以下のように立入検査先の選定や立入検査における検証範囲・検証深度にメリハリをつけることにより、検査の実効性・効率性を向上させ、「破綻時における円滑な業務の継続」に実践的に結び付く検査を実施しました。</p> <p>(立入検査先の選定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入検査先の選定に当たっては、検査周期のみならず、前回検査及びシステム検証の実施結果、手順書・マニュアル等の整備状況の確認、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払状況等を勘案するほか、各金融機関が採用している勘定系システムの状況を踏まえて選定しました。 具体的には、システム自営先(注1)の金融機関については、共同センター加盟先(注2)の金融機関と異なり、破綻処理態勢に係るシステムの整備等において、金融機関が独自に対応する事項が多いことから、可能な限り優先的に検査を実施しました。 <p>(注1) 勘定系システムを単独自営している金融機関又は複数の金融機関で共同化している金融機関 (注2) しんきん共同センター又は信組情報サービスに加盟している金融機関</p> <p>(立入検査における検証範囲・検証深度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通告から立入開始までの日数を十分に確保し、立入前のオフサイトでのモニタリング期間を充実させることにより、立入検査日数を短縮して検査を実施しました。 金融機関での態勢整備が向上していると考えられる保険料納付の適正性については、立入検査での検証は原則省略し、29年1月よりオフサイトでの検証を開始しました。 <p>※ オフサイト検証実施先数 (29年1月～29年3月) 6先</p>		実施先数 (28年4月～29年3月)	立入検査	41先	システム検証	名寄せデータ 32先 入出金明細ファイル 31先	研修・助言	個別 13先 集合 9回 (146先)	<p>○立入検査については、各金融機関が採用している勘定系システムの状況を踏まえ、立入検査先の選定や立入検査における検証範囲・検証深度にメリハリをつけました。また、オフサイトでのモニタリング等を充実させました。これにより、検査の実効性・効率性を向上させ、「破綻時における円滑な業務の継続」に実践的に結び付く検査を実施しました。</p>	<p>○立入検査については、金融機関の採用している勘定系システム等の状況を踏まえ、金融機関の立入検査先の選定や立入検査における検証範囲にメリハリをつけると共に、立入検査にあたっては、預金保険機構の実施する各施策を通じて確認した事項を十分に活用することに加え、オフサイトでのモニタリングを充実していきます。これにより、検査の実効性・効率性を向上させ、「破綻時における円滑な業務の継続」に実践的に結び付く検査の実施を図ります。</p>	
	実施先数 (28年4月～29年3月)											
立入検査	41先											
システム検証	名寄せデータ 32先 入出金明細ファイル 31先											
研修・助言	個別 13先 集合 9回 (146先)											
<p>③ 破綻処理の制度運用に係る諸課題の整理・検討、実務の見直し、態勢の整備・拡充</p>	<p>○破綻処理における預金保険制度の運用に係る諸課題を検討しました。また、当該検討の成果を踏まえた事務手順の見直しを行いました。これらの取組みを通じ、金融機関の破綻処理態勢の整備・強化に努めました。その際、必要に応じて、関係者と意見交換等を行いました。</p> <p>○付保範囲（特に決済用預金、特定決済債務等）に関して、金融機関からの照会に対応しました。</p> <p>○各種支払事務において、帳票等の印刷や請求書の受付事務に係る業務処理手順の確認等を行うため、支払事務の訓練を実施しました。これにより、旧日本振興銀行の最終弁済に伴う精算払、弁済金支払を円滑に実施することができました。</p> <p>(実施した主な訓練)</p> <p>ー 支払事務等の訓練 (平成28年5月、平成29年3月)</p>	<p>○これまでの検討の成果を踏まえ、事務手順等の見直しを通じ、確実かつ迅速な破綻処理に係る態勢整備を図りました。</p> <p>○金融機関からの照会に適切に対応しました。</p> <p>○支払事務の訓練等を行った結果、破綻処理における運用力の向上が図られました。</p>	<p>○金融機関業務等の多様化、高度化等に沿った対応ができるよう、制度の運用に係る諸課題の整理・検討を行うとともに、破綻処理に係る実務の見直しを継続的に行っていきます。</p>	<p>預金保険部 企画課</p>								

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署										
④ 破綻処理業務システムの更改対応	<p>○破綻処理業務システム(金融機関の破綻時における名寄せ及び金融整理管財人業務等に用いるシステム)について、安定的な稼働を維持することができました。</p> <p>○現行システムの保守期限到来に合わせて、平成29年9月の運用開始を目指して、以下の通り更改対応を進めました。</p> <table border="1" data-bbox="480 436 1519 787"> <thead> <tr> <th>開発等</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発・単体テスト</td> <td>平成27年11月～平成28年4月</td> </tr> <tr> <td>結合テスト</td> <td>平成28年5月～10月</td> </tr> <tr> <td>総合テスト</td> <td>平成28年11月～平成29年3月</td> </tr> <tr> <td>受入テスト</td> <td>平成29年4月着手(予定)</td> </tr> </tbody> </table>	開発等	時期	開発・単体テスト	平成27年11月～平成28年4月	結合テスト	平成28年5月～10月	総合テスト	平成28年11月～平成29年3月	受入テスト	平成29年4月着手(予定)	○破綻処理業務システムの安定的な稼働を維持するとともに、システム更改対応について、着実に進めることができました。	○破綻処理業務システムの安定的な稼働を維持するとともに、より確実かつ迅速な破綻処理の実行に向けて、現行システムの更改対応を進めます。	総務部 システム総括課 業務システム第一課
開発等	時期													
開発・単体テスト	平成27年11月～平成28年4月													
結合テスト	平成28年5月～10月													
総合テスト	平成28年11月～平成29年3月													
受入テスト	平成29年4月着手(予定)													

2. 破綻金融機関等から取得した資産の適切な管理・回収、処分及び責任追及等

① 破綻金融機関等から取得した債権を適切に管理・回収するための整理回収機構に対する指導・助言 破綻金融機関等から買い取った株式の適切な管理・処分	<p>[整理回収機構による債権管理・回収]</p> <p>○整理回収機構は、債権の回収に当たって債務者等の実態を的確に把握し、適正な回収に努めており、破綻金融機関等からの買取債権及び53条債権(金融再生法)において、平成28年度の回収実績は381億円、平成28年度末までの回収累計額は10兆706億円(譲受簿価の103.1%)となりました。そして、回収により生じた利益218億円(回収益等から回収により生じた損失額や回収費用を控除した金額)が預金保険機構に納付されました(預金保険機構への納付時期は平成29年6月)。預金保険機構は、整理回収機構が債権回収を行う際には、常に法令等を遵守し職務に当たることや、整理回収機構の策定した「顧客保護等管理に関する基本方針」に従って、手順を尽くした丁寧な業務の執行に努めるよう指導・助言しました。なお、整理回収機構は、債務者等からの苦情・相談等の処理の適切性・公正性を確保する観点から、「苦情処理評価委員会」を設置しており、同委員会でも外部有識者から受けた評価を業務に反映させることにより、整理回収機構の業務処理に対する債務者等の信頼の確保に努めました。</p> <p>[瑕疵担保債権の管理・処分]</p> <p>○預金保険機構は、旧長銀及び旧日債銀から、株式売買契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき引き取った債権について、平成28年度は26億円回収しました(平成16年度に引き取りは終了。回収累計額6,798億円)。</p> <p>[特別公的管理銀行から買い取った株式(信託株式)の管理・処分]</p> <p>○上場株式については、政府方針を踏まえ、平成20年10月15日より原則として市場売却を停止している中、公開買付けへの対応等により、例外的取引として1億円の株式処分を実施しました。 非上場株式については、株式発行会社の自己株式取得及び発行会社が指定する第三者売却に向け、架電・往訪するなど処分促進に取り組み、27億円の株式処分を実施しました。</p>	<p>○預金保険機構から整理回収機構に対して指導・助言を行うことにより、整理回収機構における適切な管理・回収業務の遂行に寄与することができました。</p> <p>○瑕疵担保債権の管理・処分について、適切に対応しました。</p> <p>○上場株式は公開買付けへの対応等、非上場株式は往訪等による処分促進の取組み等により、信託株式の管理・処分について適切に対応しました。</p>	<p>○整理回収機構に、顧客保護の充実や法令等の遵守に努めつつ、適切かつ効率的な管理・回収を進めるよう指導・助言を行います。</p> <p>○瑕疵担保債権の管理・処分について、適切な対応を行います。</p> <p>○特別公的管理銀行から買い取った株式の管理・処分については、政府方針に則ったうえで、市場動向、経済情勢等も踏まえつつ、適切な対応を行います。</p>	<p>総務部 管理課 金融再生部 企画管理課 預金保険部 資金援助課 特別業務部 調査企画課 大阪業務部 総務管理課 資金援助課 法務統括室</p>
---	--	---	---	--

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																	
	<p>[清算の結了及び訴訟案件の適切な管理]</p> <p>○清算法人等が被告となっている訴訟案件数は、1件減少しました。訴訟案件について、顧問弁護士等と連携し、清算法人等に対して適切に指導・助言を行いました。</p> <p>【清算法人数及び訴訟案件数の推移】</p> <table border="1" data-bbox="454 457 1285 636"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">28年3月末</th> <th colspan="2">28年4月～29年3月</th> <th rowspan="2">29年3月末</th> </tr> <tr> <th>増加</th> <th>減少</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清算法人数</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>訴訟案件数</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		28年3月末	28年4月～29年3月		29年3月末	増加	減少	清算法人数	1	—	—	1	訴訟案件数	2	—	1	1	<p>○関係者との連携により、清算法人及び訴訟案件を適切に管理しました。</p>	<p>○清算法人や顧問弁護士等と連携して適切に対応していきます。</p>	
	28年3月末			28年4月～29年3月			29年3月末														
		増加	減少																		
清算法人数	1	—	—	1																	
訴訟案件数	2	—	1	1																	
<p>② 的確な調査案件の選定及び深度ある財産調査並びに回収に関する指導・助言</p> <p>回収妨害案件に対応するための整理回収機構との連携</p>	<p>[調査案件の選定]</p> <p>○返済を拒み資産情報の開示にも応じない不誠実な債務者に係る案件や反社会的勢力等が関与する案件等に重点を置き、財産隠匿状況等その悪質性に関する情報を整理回収機構と共有しつつ、協議・検討を重ねることにより、財産調査を実施する必要性の高い案件の選定に努めました。</p> <p>【整理回収機構との協議・検討実績】</p> <table border="1" data-bbox="528 913 955 1020"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協 議 回 数</td> <td>31回</td> </tr> <tr> <td>検 討 件 数</td> <td>186件(84件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ()は「うち反社会的勢力等が関与する案件」</p> <p>[深度ある財産調査]</p> <p>○金融機関等に対する文書照会・臨場調査や債務者等に対する立入調査等により、債務者・関係者間の資金異動を綿密に分析するなど、債務者の収支状況の実態解明や隠匿財産の把握に向けた、深度ある調査に努めました。</p> <p>○悪質性の高い債務者の案件に対しては、優先的に人員を投下して徹底した調査を行い、第三者名義を利用するなど巧妙に隠匿された預金・不動産等の把握に努めました。</p> <p>【財産調査実績】</p> <table border="1" data-bbox="528 1394 985 1593"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調 査 件 数</td> <td>125件(85件)</td> </tr> <tr> <td>うち着手件数</td> <td>80件(63件)</td> </tr> <tr> <td>うち立入調査件数</td> <td>6件(2件)</td> </tr> <tr> <td>確 認 財 産 額</td> <td>44億円(2億円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 調査件数＝前年度繰越調査件数＋当年度調査着手件数 (注) ()は「うち反社会的勢力等が関与する案件」</p> <p>[回収に関する指導・助言]</p> <p>○整理回収機構に対し、随時、回収に資する情報の収集等について指導・助言を行うほか、預金保険機構が行った財産調査結果を速やかに提供するとともに、その後の債務者の実情に即した対応や法的措置等についても指導・助言を行いました。</p>	区 分	28年度	協 議 回 数	31回	検 討 件 数	186件(84件)	区 分	28年度	調 査 件 数	125件(85件)	うち着手件数	80件(63件)	うち立入調査件数	6件(2件)	確 認 財 産 額	44億円(2億円)	<p>○整理回収機構との間で綿密な協議・検討を行った結果、財産調査を実施する必要性の高い案件を的確に選定することができました。</p> <p>○深度ある財産調査を的確に実施することにより、巧妙に隠匿された財産を把握することができました。</p> <p>○財産調査の結果の提供及び適時・的確な指導・助言により、整理回収機構における回収業務の適切な遂行に寄与することができました。</p>	<p>○返済を拒み資産情報の開示にも応じない不誠実な債務者や反社会的勢力等が関与するなど悪質な案件に重点を置き、調査案件の的確な選定及び深度ある財産調査並びに回収に関する指導・助言を適切に実施することにより、整理回収機構の債権回収の極大化を支援していきます。</p>	<p>特別業務部 指導調査課 特別調査第一課 特別調査第二課</p> <p>大阪業務部 指導調査課 特別調査課</p>	
区 分	28年度																				
協 議 回 数	31回																				
検 討 件 数	186件(84件)																				
区 分	28年度																				
調 査 件 数	125件(85件)																				
うち着手件数	80件(63件)																				
うち立入調査件数	6件(2件)																				
確 認 財 産 額	44億円(2億円)																				

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
	<p>[回収妨害案件に対する厳正な対応支援]</p> <p>○担保物件が暴力団事務所として占有されたり、強制執行を妨害する目的で債務者所有不動産の所有名義を変更されたりする回収妨害案件については、民事執行法上の保全処分や告発（告訴）を含め、整理回収機構が採り得る法的措置について、様々な観点から検討の上、厳正な債権回収に向けた指導・助言に努め、緊密な連携を図りました。</p> <p>○その結果、特定回収困難債権に係る担保物件を占拠していた暴力団事務所を民事執行法上の保全処分により退去させました。</p> <p>また、破綻金融機関等から取得した債権の回収に関し、整理回収機構において、債務者とその妻が、担保物件の競売による公正な売却を妨害する目的で、執行官に対し、虚偽の陳述や内容虚偽の書類を提出し売却妨害をした事案について、強制執行関係売却妨害罪で同人ら2名を告発しました。さらに、特定回収困難債権の回収に関しては、整理回収機構において、債務者である暴力団組長とその妻が、自宅に対する強制執行を妨害する目的で、同人らの実子に対し、債務者所有不動産を贈与して、その所有名義を変更することで強制執行を妨害した事案について、債務者とその妻を強制執行妨害目的財産無償譲渡等罪で告発するなど、合計で5件7名を告発しました。</p>	<p>○指導・助言を通じた整理回収機構との緊密かつ継続的な連携により、告発件数が5件7名に至るなど、回収妨害案件について、厳正な対応を支援することができました。</p>	<p>○反社会的勢力等が関与するものも含め悪質な回収妨害案件について、告発（告訴）も見据えた厳正な対応がなされるよう、整理回収機構に対する指導・助言や必要な支援を行ってまいります。</p>	
<p>③ 破綻金融機関等に係る刑事・民事上の責任追及業務の適切な実施、破綻処理時に即応できる態勢整備等</p>	<p>[破綻金融機関等に係る刑事・民事上の責任追及業務の適切な実施]</p> <p>○破綻金融機関の旧経営者等に対する責任追及については、整理回収機構と緊密に連携しながら、刑事・民事上の責任追及に向けた継続的な調査や法的検討を重ねました。破綻金融機関の旧経営者に対する損害賠償請求訴訟においては、適切な訴訟活動の遂行に努めた結果、2件の訴訟で、合計約42億円の請求を認容する判決を得ました（これら2件の訴訟については、いずれも上級審において係属中です。）。</p> <p>[破綻処理時に即応できる態勢整備等]</p> <p>○金融破綻処理時における関係部署間の連携の強化や職員個々の業務能力を高めることを目的として、特別業務部、大阪業務部及び法務統括室において、専門的かつ実践的な調査手法に関する合同研修会等を実施しました。</p>	<p>○整理回収機構との連携による民事上の責任追及業務を継続実施して成果を上げることができました。</p> <p>○関係部署間の連携強化等、破綻処理時に即応できる態勢の整備を図りました。</p>	<p>○破綻金融機関の旧経営者等に対する徹底した調査を実施して破綻に至る経緯等の解明に努め、刑事・民事上の責任追及業務を適切に実施します。</p> <p>○調査手法の向上及び破綻処理時に即応できる態勢の整備等に努めてまいります。</p>	<p>特別業務部 指導調査課</p> <p>大阪業務部 指導調査課</p> <p>法務統括室</p>
<p>④ 日本振興清算株式会社の最終弁済・清算結了に向けた適切な管理、金銭贈与の増減の適切な実施</p>	<p>○日本振興清算株式会社では、平成28年9月に最終弁済を実施しました。最終弁済率は、2.95686%であり、第1回弁済39%、中間弁済19%と合算すると再生手続における再生債権者に対する弁済率は60.95686%となりました。</p> <p>○日本振興清算株式会社からの最終弁済に伴い、預金等債権の買取りに係る第3回精算払と機構代理預金者に対する第3回弁済金の支払を実施しました。</p> <p>○第二日本承継銀行の株式譲渡を受けたイオン銀行に対し、付保預金の確定に伴う金銭の贈与の増額を行いました（平成29年3月末時点の残高：462億円）。</p> <p>また、日本振興清算株式会社に対し、弁済率の確定に伴い、債権者間の衡平を図るため衡平資金援助の最終的な減額を行いました（平成29年3月末時点の残高：1,153億円）。</p>	<p>○最終弁済、清算結了に向けて、適切な業務運営を確保する観点から、必要な指導・助言を行いました。</p> <p>○請求書等の受付から振込までの業務を適切に行い、預金者への精算払と弁済金の支払を円滑に実施しました。</p> <p>○預金保険法第59条に基づく金銭の贈与や、同法第59条の2に基づく衡平資金援助を適切に実施しました。</p>	<p>○日本振興清算株式会社の運営について、清算結了に向けて適切な管理に努めます。</p>	<p>金融再生部 金融整理課</p> <p>預金保険部 企画課 資金援助課</p>

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																							
3. 金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置への対応																											
金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置への対応力強化	<p>○金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置について、関係当局等と連携しつつ、実務面に関する所要の検討を進めるとともに、破綻処理に係る国際会議等への参加を通じて海外当局との意見交換を行いました。</p>	<p>○関係当局等と連携しつつ、秩序ある処理の実務面に関する所要の検討を進めました。</p>	<p>○関係当局等と連携しつつ、対応力の強化を図ります。</p>	<p>調査部 企画調査課 特定業務課 特別整理課</p>																							
4. 資本増強関連業務への対応																											
① 金融機能強化法に基づく資本参加への適切な対応	<p>○金融機能強化法に基づき1先に対して、合計62.4億円の資本参加を実施しました。</p> <table border="1" data-bbox="480 648 1626 779"> <tr> <td colspan="2">協同組織中央金融機関（金融機能強化法第34条の4）</td> </tr> <tr> <td>平成28年12月</td> <td>全国信用協同組合連合会（62.4億円、優先出資）</td> </tr> </table> <p>（注）金融機能強化法に基づく株式の引受け等の業務については、協定に基づき整理回収機構に委託しています。</p> <p>○金融機能強化法に基づく資本参加額等の状況は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">（単位：件、億円、単位未満四捨五入）</p> <table border="1" data-bbox="480 1001 1626 1293"> <thead> <tr> <th rowspan="2">根拠法令</th> <th colspan="2">資本参加額</th> <th colspan="2">現在残高</th> </tr> <tr> <th>金融機関数</th> <th></th> <th>金融機関数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機能強化法</td> <td>30</td> <td>6,648</td> <td>27</td> <td>4,843</td> </tr> <tr> <td>うち震災特例</td> <td>12</td> <td>2,165</td> <td>11</td> <td>1,965</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）資本参加額は平成29年3月末までの累計額、現在残高は平成29年3月末現在の残高</p>	協同組織中央金融機関（金融機能強化法第34条の4）		平成28年12月	全国信用協同組合連合会（62.4億円、優先出資）	根拠法令	資本参加額		現在残高		金融機関数		金融機関数		金融機能強化法	30	6,648	27	4,843	うち震災特例	12	2,165	11	1,965	<p>○金融機能強化法に基づく資本参加の決定があった協同組織中央金融機関1先について、適切に対応しました。</p>	<p>○金融機能強化法による資本参加の申請期限は、平成34年3月末に延長（震災特例に基づく資本参加の申請は、平成29年3月末に終了）されたため、今後も関係当局と密接に連携しつつ、同法に基づく資本参加について、適切な対応に努めます。</p>	<p>金融再生部 業務課</p>
協同組織中央金融機関（金融機能強化法第34条の4）																											
平成28年12月	全国信用協同組合連合会（62.4億円、優先出資）																										
根拠法令	資本参加額		現在残高																								
	金融機関数		金融機関数																								
金融機能強化法	30	6,648	27	4,843																							
うち震災特例	12	2,165	11	1,965																							
② 早期健全化法・金融機能強化法等に基づき引受け等を行った優先株式等の適切な管理・処分	<p>○資本増強・資本参加のために引受け等を行った優先株式等について、以下の業務を実施しました。</p> <p>〔管理業務〕</p> <p>＜資本増強先（1先）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時株主総会における適切な議決権の行使及び質問権の行使 ・ 決算内容、配当政策、剰余金の積上げ状況及び今後の返済計画等に係る定期的なヒアリングの実施 ・ 配当金の受領（4.6億円） <p>＜資本参加先（27先）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種類株主総会及び優先出資者総会における適切な権利の行使（議決権の行使・質問権の行使） ・ 経営状況等の把握を目的とした監督当局が実施するフォローアップヒアリングへの参加 ・ 震災特例資本参加先の営業地域の状況把握に向けた関係機関との意見交換 ・ 決算内容、配当政策、剰余金の積上げ状況及び今後の返済計画等に係る定期的なヒアリングの実施 ・ 配当金の受領（36.1億円） 	<p>○資本増強・資本参加先に対し、株主総会等において適切に議決権等を行使したほか、定期的なヒアリング等を通じ、決算内容や今後の返済計画等の適切な把握に努めました。</p> <p>また、震災特例資本参加先に対しては、関係機関との意見交換を実施するなど、深度ある実態把握に努めました。</p>	<p>○管理業務については、資本増強・資本参加先に対し、株主総会等における議決権等を適切に行使していくほか、定期的なヒアリング等により、経営状況等を把握するなど、適切な管理に努めます。</p> <p>○処分業務については、「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の処分に係る当面の対応について」に基づき、優先株式等の円滑な処分に努めます。</p>	<p>金融再生部 業務課</p>																							

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																																																																																																																																																																						
	<p>[処分業務] ・ 当年度は、金融機関等からの優先株式等の処分に係る申出はなく、処分実績はありませんでした。</p> <p>【処分状況（簿価額ベース）】 (単位：億円、単位未満四捨五入)</p> <table border="1" data-bbox="492 541 1659 1646"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="3">資本増強</th> <th colspan="3">資本参加</th> <th rowspan="2">累計額</th> </tr> <tr> <th>優先株式等</th> <th>劣後債等</th> <th>合計</th> <th>優先株式等</th> <th>劣後債等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11年度</td><td>—</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>2,000</td><td>1,500</td><td>3,500</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,500</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>—</td><td>6,746</td><td>6,746</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>11,246</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>1,080</td><td>8,390</td><td>9,470</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>20,716</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>7,863</td><td>6,150</td><td>14,013</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>34,729</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>19,344</td><td>3,400</td><td>22,744</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>57,473</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>30,924</td><td>200</td><td>31,124</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>88,598</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>1,020</td><td>350</td><td>1,370</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>89,968</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>3,952</td><td>450</td><td>4,402</td><td>—</td><td>60</td><td>60</td><td>94,430</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>600</td><td>—</td><td>600</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>95,030</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>12,866</td><td>—</td><td>12,866</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>107,896</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>107,896</td></tr> <tr><td>24年度</td><td>2,269</td><td>—</td><td>2,269</td><td>354</td><td>—</td><td>354</td><td>110,518</td></tr> <tr><td>25年度</td><td>5,962</td><td>—</td><td>5,962</td><td>1,251</td><td>—</td><td>1,251</td><td>117,731</td></tr> <tr><td>26年度</td><td>2,485</td><td>—</td><td>2,485</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>120,216</td></tr> <tr><td>27年度</td><td>2,758</td><td>—</td><td>2,758</td><td>—</td><td>200</td><td>200</td><td>123,174</td></tr> <tr><td>28年度</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>123,174</td></tr> <tr><td>累計額</td><td>93,123</td><td>28,186</td><td>121,309</td><td>1,605</td><td>260</td><td>1,865</td><td>123,174</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 25～27 年度の資本増強に係る各金額及び累計額には、特別優先配当を含む（配当受領額を対象優先株式の簿価額から減額）。</p> <p>※ 表中、組織再編促進法に基づく劣後ローン 60 億円については、組織再編を行ったことにより低下した自己資本比率の回復を目的とする趣旨を踏まえ、「金融システムの機能回復」を目的としたセーフティネットとしての施策（資本増強）から、金融機関の金融機能強化の観点から行う施策（資本参加）に区分を変更しています。</p>	年度	資本増強			資本参加			累計額	優先株式等	劣後債等	合計	優先株式等	劣後債等	合計	11年度	—	1,000	1,000	—	—	—	1,000	12年度	2,000	1,500	3,500	—	—	—	4,500	13年度	—	—	—	—	—	—	4,500	14年度	—	6,746	6,746	—	—	—	11,246	15年度	1,080	8,390	9,470	—	—	—	20,716	16年度	7,863	6,150	14,013	—	—	—	34,729	17年度	19,344	3,400	22,744	—	—	—	57,473	18年度	30,924	200	31,124	—	—	—	88,598	19年度	1,020	350	1,370	—	—	—	89,968	20年度	3,952	450	4,402	—	60	60	94,430	21年度	600	—	600	—	—	—	95,030	22年度	12,866	—	12,866	—	—	—	107,896	23年度	—	—	—	—	—	—	107,896	24年度	2,269	—	2,269	354	—	354	110,518	25年度	5,962	—	5,962	1,251	—	1,251	117,731	26年度	2,485	—	2,485	—	—	—	120,216	27年度	2,758	—	2,758	—	200	200	123,174	28年度	—	—	—	—	—	—	123,174	累計額	93,123	28,186	121,309	1,605	260	1,865	123,174			
年度	資本増強			資本参加			累計額																																																																																																																																																																			
	優先株式等	劣後債等	合計	優先株式等	劣後債等	合計																																																																																																																																																																				
11年度	—	1,000	1,000	—	—	—	1,000																																																																																																																																																																			
12年度	2,000	1,500	3,500	—	—	—	4,500																																																																																																																																																																			
13年度	—	—	—	—	—	—	4,500																																																																																																																																																																			
14年度	—	6,746	6,746	—	—	—	11,246																																																																																																																																																																			
15年度	1,080	8,390	9,470	—	—	—	20,716																																																																																																																																																																			
16年度	7,863	6,150	14,013	—	—	—	34,729																																																																																																																																																																			
17年度	19,344	3,400	22,744	—	—	—	57,473																																																																																																																																																																			
18年度	30,924	200	31,124	—	—	—	88,598																																																																																																																																																																			
19年度	1,020	350	1,370	—	—	—	89,968																																																																																																																																																																			
20年度	3,952	450	4,402	—	60	60	94,430																																																																																																																																																																			
21年度	600	—	600	—	—	—	95,030																																																																																																																																																																			
22年度	12,866	—	12,866	—	—	—	107,896																																																																																																																																																																			
23年度	—	—	—	—	—	—	107,896																																																																																																																																																																			
24年度	2,269	—	2,269	354	—	354	110,518																																																																																																																																																																			
25年度	5,962	—	5,962	1,251	—	1,251	117,731																																																																																																																																																																			
26年度	2,485	—	2,485	—	—	—	120,216																																																																																																																																																																			
27年度	2,758	—	2,758	—	200	200	123,174																																																																																																																																																																			
28年度	—	—	—	—	—	—	123,174																																																																																																																																																																			
累計額	93,123	28,186	121,309	1,605	260	1,865	123,174																																																																																																																																																																			

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
-----	-------------	---------	---------------	---------

5. 特定回収困難債権の買取・回収業務の適切な実施

<p>特定回収困難債権の買取・回収業務の着実な実施</p>	<p>【特定回収困難債権買取りの着実な実施】 ○平成28年度においては、年3回の買取決定を行い、第9回買取りについては18件、第10回買取りについては15件、第11回買取りについては8件の合計41件の買取決定を行いました。</p> <p>【特定回収困難債権の買取決定の実績】</p> <table border="1" data-bbox="468 489 1682 1083"> <thead> <tr> <th>買取決定年度</th> <th>買取決定回</th> <th>買取債権数</th> <th>買取債権総額</th> <th>買取価格総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>第1回・第2回 (平成24年6月・平成25年3月決定分)</td> <td>16件</td> <td>308,739千円</td> <td>16,976千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>第3回 (平成26年3月決定分)</td> <td>16件</td> <td>1,774,085千円</td> <td>49,868千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>第4回・第5回・第6回 (平成26年6月・平成26年10月・平成27年3月決定分)</td> <td>58件</td> <td>1,078,252千円</td> <td>125,889千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>第7回・第8回 (平成27年7月・平成28年3月決定分)</td> <td>75件</td> <td>2,689,740千円</td> <td>188,727千円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>第9回・第10回・第11回 (平成28年9月・平成28年12月・平成29年3月決定分)</td> <td>41件</td> <td>316,413千円</td> <td>60,773千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(累計)</td> <td>206件</td> <td>6,167,229千円</td> <td>442,233千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○各回の買取決定に際しては、いずれも買取審査委員会（弁護士、不動産鑑定士等を含む第三者委員会）において、特定回収困難債権としての買取りの適否及び買取価格についてご審議いただき、同委員会での意見を踏まえ、預金保険機構の運営委員会において買取りの決定を行いました。</p> <p>【制度の浸透】 ○金融機関等への制度の浸透を図るため、平成28年度中に、全国各地の銀行警察連絡協議会において本制度の概要・運用状況等の説明を実施（延べ87回）するとともに、49金融機関等からの質問等に対応しました（制度に関する質問42件、個別案件に係る相談54件、合計96件）。</p>	買取決定年度	買取決定回	買取債権数	買取債権総額	買取価格総額	平成24年度	第1回・第2回 (平成24年6月・平成25年3月決定分)	16件	308,739千円	16,976千円	平成25年度	第3回 (平成26年3月決定分)	16件	1,774,085千円	49,868千円	平成26年度	第4回・第5回・第6回 (平成26年6月・平成26年10月・平成27年3月決定分)	58件	1,078,252千円	125,889千円	平成27年度	第7回・第8回 (平成27年7月・平成28年3月決定分)	75件	2,689,740千円	188,727千円	平成28年度	第9回・第10回・第11回 (平成28年9月・平成28年12月・平成29年3月決定分)	41件	316,413千円	60,773千円		(累計)	206件	6,167,229千円	442,233千円	<p>○年度内に3回の買取決定を行い、これに基づき、特定回収困難債権の買取りを着実に実施しました。 なお、特定回収困難債権の買取りに当たり、買取審査委員会からの意見聴取等、適正な手続を経ました。</p> <p>○周知活動の実施により、本制度の浸透を図るとともに、金融機関に対して本制度の積極的な活用を促したことから、特定回収困難債権の買取りを着実に実施することができました。</p>	<p>○金融機関をはじめ関係者の協力を得ながら、着実に業務を実施していきます。</p> <p>○特定回収困難債権の買取りに当たっては、買取審査委員会の意見を踏まえるなど、適正な買取手続を進めます。</p> <p>○金融庁等の関係当局や業界団体と連携しつつ、必要に応じて特定回収困難債権買取制度運用の改善を図り、当該制度をより積極的に活用するよう金融機関に促していきます。</p>	<p>金融業務支援部 業務企画課</p>
買取決定年度	買取決定回	買取債権数	買取債権総額	買取価格総額																																			
平成24年度	第1回・第2回 (平成24年6月・平成25年3月決定分)	16件	308,739千円	16,976千円																																			
平成25年度	第3回 (平成26年3月決定分)	16件	1,774,085千円	49,868千円																																			
平成26年度	第4回・第5回・第6回 (平成26年6月・平成26年10月・平成27年3月決定分)	58件	1,078,252千円	125,889千円																																			
平成27年度	第7回・第8回 (平成27年7月・平成28年3月決定分)	75件	2,689,740千円	188,727千円																																			
平成28年度	第9回・第10回・第11回 (平成28年9月・平成28年12月・平成29年3月決定分)	41件	316,413千円	60,773千円																																			
	(累計)	206件	6,167,229千円	442,233千円																																			

6. 反社会的勢力に係るデータベース・照会システムの構築

<p>金融機関からの照会に応じた反社会的勢力に係る情報の提供、当該情報を収集・保管する仕組みの構築</p>	<p>○反社会的勢力に係るデータベース・照会システム（以下「反社情報照会システム」という。）については、平成27年度的设计・開発等事業者の調達に引き続き、平成28年度は、ネットワーク敷設等に係る事業者及びシステム運用等に係る事業者の調達を行うなど、構築作業を進めました。</p>	<p>○反社情報照会システムの構築作業を適切に進めました。</p>	<p>○反社情報照会システムについては、引き続き構築作業が円滑に進むよう努めます。 また、同システムの運用に係る具体的事項の検討を進め、可能な限り早期に運用が開始できるよう引き続き、関係当局等との調整を進めていきます。</p>	<p>金融業務支援部 金融情報業務課 総務部 業務システム第二課</p>
---	---	-----------------------------------	---	--

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																									
7. 振り込め詐欺等被害者救済手続に係る公告業務等の適切な実施																													
① 振り込め詐欺救済法に基づく公告の適切な実施、預保納付金の適切な支出	<p>○振り込め詐欺等被害者及び金融機関からの各種照会に対応するとともに、スケジュール通りに公告を実施したほか、法令に基づき公告の実施状況を公表しました。</p> <p>【主要な公告の実施状況】</p> <table border="1" data-bbox="486 457 1504 653"> <tr> <td>債権消滅手続開始公告</td> <td>⇒</td> <td>支払手続開始公告</td> <td>⇒</td> <td>支払手続終了公告</td> </tr> <tr> <td>公告回数 24回</td> <td></td> <td>公告回数 24回</td> <td></td> <td>公告回数 24回</td> </tr> <tr> <td>金融機関数 580先</td> <td></td> <td>金融機関数 470先</td> <td></td> <td>金融機関数 438先</td> </tr> <tr> <td>口座数 30,192件</td> <td></td> <td>口座数 12,940件</td> <td></td> <td>預金等の額 2,158百万円</td> </tr> <tr> <td>預金等の額 1,938百万円</td> <td></td> <td>預金等の額 1,803百万円</td> <td></td> <td>被害者への支払額 1,819百万円</td> </tr> </table> <p>○振り込め詐欺救済法に定める預保納付金について、平成24年12月から担い手団体により開始された「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」、「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業が継続して行われ、預金保険機構は、平成29年3月に、「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の実施のために、預保納付金から380百万円の支出を行いました。</p>	債権消滅手続開始公告	⇒	支払手続開始公告	⇒	支払手続終了公告	公告回数 24回		公告回数 24回		公告回数 24回	金融機関数 580先		金融機関数 470先		金融機関数 438先	口座数 30,192件		口座数 12,940件		預金等の額 2,158百万円	預金等の額 1,938百万円		預金等の額 1,803百万円		被害者への支払額 1,819百万円	<p>○スケジュール通りに公告が実施され、公告の実施状況を適切に公表することができました。</p> <p>○金融機関からの納付金を適切に管理し、主務省令で定められた「犯罪被害者等支援団体に対する助成」のために支出することができました。</p>	<p>○振り込め詐欺等被害者の財産的被害の迅速な回復に資するため、適切かつ円滑に公告業務を進めます。</p> <p>○預保納付金について、適切な支出に努めます。</p>	<p>金融業務支援部 振込詐欺被害回復業務課</p> <p>検査部 検査企画課 審査課</p>
債権消滅手続開始公告	⇒	支払手続開始公告	⇒	支払手続終了公告																									
公告回数 24回		公告回数 24回		公告回数 24回																									
金融機関数 580先		金融機関数 470先		金融機関数 438先																									
口座数 30,192件		口座数 12,940件		預金等の額 2,158百万円																									
預金等の額 1,938百万円		預金等の額 1,803百万円		被害者への支払額 1,819百万円																									
② 振り込め詐欺救済法に基づく検査の実施	<p>○振り込め詐欺救済法第36条第6項に基づく検査を実施し、被検査金融機関のうち改善を要する金融機関については、監督当局が実施している改善ヒアリングに実際に審査を担当した職員が同席して改善状況を確認するとともに、必要な助言を行いました。</p> <p>※ 立入検査実施先数（28年4月～29年3月） 17先</p>	<p>○各種公告の求め、被害回復分配金の支払等の金融機関における業務運営の適正性を確保する観点から、振り込め詐欺救済法第36条第6項に基づく検査を実施し、被検査金融機関に適切な対応を促しました。</p>	<p>○各種公告の求め、被害回復分配金の支払等の金融機関における業務運営の適正性を確保する観点から、振り込め詐欺救済法第36条第6項に基づく検査を実施していきます。</p>	<p>検査部 検査企画課 審査課</p> <p>金融業務支援部 振込詐欺被害回復業務課</p>																									
8. 休眠預金等管理業務の適切な実施に向けた準備																													
休眠預金等管理業務の適切な実施に向けた準備	<p>○休眠預金等管理業務において、移管金の収納・管理等を行う預金保険機構及び金融機関の両者に係るシステム（以下「休眠預金管理システム」という。）を構築するための基本的事項を整理し、各業態の協会を通じ金融機関へ提示しました。</p> <p>○休眠預金管理システムについては、平成28年度に、システム構築に係る要件定義及び調達支援等業務の事業者を一般競争入札にて調達し、構築作業に着手しました。</p>	<p>○休眠預金管理システムの構築作業に着手し、同作業を適切に進めました。</p>	<p>○休眠預金等移管金収納等に係る事務手続が正確に行えるように整備するとともに、支払等委託業務等について金融機関との調整を進めていきます。</p> <p>○休眠預金管理システムの要件定義を進めるとともに、アプリケーション設計・開発等の調達を実施し、円滑にシステム構築プロジェクトを進めていきます。</p>	<p>金融業務支援部 休眠預金管理業務課</p> <p>総務部 業務システム第三課</p>																									

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署				
9. 国際預金保険協会（IADI）の活動への積極的な参画								
国際動向の把握、機構の業務への活用、我が国の制度の認知度向上	<p>○預金保険機構は、第51回業務執行委員会（EXCO）を東京で開催するなど、国際預金保険協会（IADI）の活動等に積極的に参画し、当機構の業務に活かすため、預金保険制度に関する国際動向の把握に努めました。同時に、我が国の預金保険制度を紹介することにより国際的な認知度向上に努め、相互理解を深めました。また、当機構は、議長職を務める IADI 傘下の APRC（アジア・太平洋地域委員会）を通じ、「アジア・太平洋地域における戦略的優先事項と行動計画」の策定を主導することにより、アジア・太平洋地域に存する機関の連携・協力を推進しました。</p> <table border="1" data-bbox="454 611 1697 989"> <tr> <td data-bbox="454 611 795 989">国際預金保険協会（IADI）への参画</td> <td data-bbox="795 611 1697 989"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソウル（韓国）で開催された第15回年次総会（28年10月）等に参加。 ・ 業務執行委員会（EXCO）に参加（平成28年5月（パリ）、28年9月（バーゼル）、29年2月（東京にて開催））。 ・ 第14回アジア・太平洋地域委員会（APRC）総会に参加（平成28年6月（イロイロシティ））。 ・ 預金保険機構の代表の IADI での役職 アジア・太平洋地域委員会議長、業務執行委員会委員、コア・プリンシプル・リサーチカウンスル委員会委員、トレーニング・技術支援カウンスル委員会委員 ・ IADI 事務局（バーゼル）への職員の派遣。 </td> </tr> </table>	国際預金保険協会（IADI）への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソウル（韓国）で開催された第15回年次総会（28年10月）等に参加。 ・ 業務執行委員会（EXCO）に参加（平成28年5月（パリ）、28年9月（バーゼル）、29年2月（東京にて開催））。 ・ 第14回アジア・太平洋地域委員会（APRC）総会に参加（平成28年6月（イロイロシティ））。 ・ 預金保険機構の代表の IADI での役職 アジア・太平洋地域委員会議長、業務執行委員会委員、コア・プリンシプル・リサーチカウンスル委員会委員、トレーニング・技術支援カウンスル委員会委員 ・ IADI 事務局（バーゼル）への職員の派遣。 	<p>○IADI の活動を通じて預金保険制度に関する国際動向の把握に努め、当機構の業務に活かすことができました。また、IADI 主催の活動に積極的に参画することにより、我が国の預金保険制度の認知度向上に努めました。特に、アジア・太平洋地域委員会の活動は欧米をはじめとした他の地域委員会にも評価され、IADI 加盟各国の相互理解の深化に寄与できました。</p>	<p>○IADI への一層の貢献や我が国の経験の積極的な伝達を通じ、国際的な連携・協力をより充実させるべく、更に取り組を進めます。特に、アジア・太平洋地域に存する機関との相互理解を深め、域内の連携・協力を推進します。</p>	国際統括室		
国際預金保険協会（IADI）への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソウル（韓国）で開催された第15回年次総会（28年10月）等に参加。 ・ 業務執行委員会（EXCO）に参加（平成28年5月（パリ）、28年9月（バーゼル）、29年2月（東京にて開催））。 ・ 第14回アジア・太平洋地域委員会（APRC）総会に参加（平成28年6月（イロイロシティ））。 ・ 預金保険機構の代表の IADI での役職 アジア・太平洋地域委員会議長、業務執行委員会委員、コア・プリンシプル・リサーチカウンスル委員会委員、トレーニング・技術支援カウンスル委員会委員 ・ IADI 事務局（バーゼル）への職員の派遣。 							
10. 海外預金保険機関等との連携								
国際会議の開催、協力書簡の交換（EOL）や覚書（MOU）の署名、諸外国との技術協力等による連携強化	<p>○預金保険機構は、預金保険等の諸問題について精通し豊富な経験を有する海外の預金保険機関等の参加を得て討議・意見交換を行う国際会議を毎年開催しています。</p> <table border="1" data-bbox="454 1209 1697 1402"> <tr> <td data-bbox="454 1209 795 1402">預金保険機構主催の会合等</td> <td data-bbox="795 1209 1697 1402"> <ul style="list-style-type: none"> ・ DICJ IADI 国際コンファレンス —第51回 IADI 業務執行委員会（EXCO）に合わせ開催し、34カ国・地域/37機関の預金保険機関関係者及び国内の専門家等、約160名が参加。テーマは「環境変化と預金保険」。 </td> </tr> </table> <p>○当機構の理事長が、海外預金保険機関のトップ等と面談することにより、協力関係の強化を図りました。また、両機関の協力に関する覚書の署名により、海外預金保険機関との間で相互協力を図っていくことが確認されました。</p> <table border="1" data-bbox="454 1598 1697 1776"> <tr> <td data-bbox="454 1598 795 1776">海外預金保険機関トップ等との面談</td> <td data-bbox="795 1598 1697 1776"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社 ・ ベトナム預金保険 ・ ベトナム国家銀行 </td> </tr> </table>	預金保険機構主催の会合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ DICJ IADI 国際コンファレンス —第51回 IADI 業務執行委員会（EXCO）に合わせ開催し、34カ国・地域/37機関の預金保険機関関係者及び国内の専門家等、約160名が参加。テーマは「環境変化と預金保険」。 	海外預金保険機関トップ等との面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社 ・ ベトナム預金保険 ・ ベトナム国家銀行 	<p>○国内外の関係者との情報及び意見交換を通じ、相互理解をより発展させることができました。</p> <p>○面談や覚書の署名を通じて、海外預金保険機関との協力関係を強化することができました。</p>	<p>○テーマやスピーカー等の選定に工夫を加えつつ、国際会議の開催を継続していきます。</p> <p>○面談及び覚書の署名等を積極的に活用することにより、海外預金保険機関等と更なる連携強化に努めていきます。</p>	国際統括室 調査部 企画調査課
預金保険機構主催の会合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ DICJ IADI 国際コンファレンス —第51回 IADI 業務執行委員会（EXCO）に合わせ開催し、34カ国・地域/37機関の預金保険機関関係者及び国内の専門家等、約160名が参加。テーマは「環境変化と預金保険」。 							
海外預金保険機関トップ等との面談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社 ・ ベトナム預金保険 ・ ベトナム国家銀行 							

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">覚書の署名</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社 ・ 韓国預金保険公社（更新） ・ 英国金融サービス補償スキーム（更新） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">○当機構は、国内他機関とも連携し、特にアジアを中心とする地域との間の技術協力（職員（講師）派遣、受入れ等）に注力しています。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">技術協力</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ カンボジアにて経済財政省・国立銀行に対しセミナーを実施。モンゴル預金保険公社によるセミナーに参加。 ・ ベトナム預金保険、インドネシア預金保険公社、インドネシア中央銀行、ミャンマー中央銀行（JICA 研修）、諸外国金融規制監督者等（JICA 研修）、ウクライナ国会議員等（JICA 研修）を受入れ、セミナーを開催。 ・ 第 51 回 IADI 業務執行委員会（EXCO）の開催（東京）に合わせて、アジア・太平洋地域委員会（APRC）加盟国等の実務者を対象とした技術支援セミナーを開催。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">人事交流</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の破綻処理の経験等を調査するため、米国連邦預金保険公社に職員 1 名を派遣。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">セミナー等</td> <td style="padding: 5px;"> 以下のセミナー等に参加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社によるセミナー ・ 中央預金保険公社（チャイニーズ・タイペイ）によるセミナー ・ 金融安定研究所（FSI）・国際預金保険協会（IADI）共同カンファレンス ・ 欧州預金保険フォーラム（EFDI）・Esisuisse（スイス）・チューリッヒ大学主催のシンポジウム ・ IADI ユーラシア地域委員会主催のセミナー ・ IADI アフリカ地域委員会及び中東・北アフリカ地域委員会主催のワークショップ </td> </tr> </table>	覚書の署名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社 ・ 韓国預金保険公社（更新） ・ 英国金融サービス補償スキーム（更新） 	○当機構は、国内他機関とも連携し、特にアジアを中心とする地域との間の技術協力（職員（講師）派遣、受入れ等）に注力しています。		技術協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ カンボジアにて経済財政省・国立銀行に対しセミナーを実施。モンゴル預金保険公社によるセミナーに参加。 ・ ベトナム預金保険、インドネシア預金保険公社、インドネシア中央銀行、ミャンマー中央銀行（JICA 研修）、諸外国金融規制監督者等（JICA 研修）、ウクライナ国会議員等（JICA 研修）を受入れ、セミナーを開催。 ・ 第 51 回 IADI 業務執行委員会（EXCO）の開催（東京）に合わせて、アジア・太平洋地域委員会（APRC）加盟国等の実務者を対象とした技術支援セミナーを開催。 	人事交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の破綻処理の経験等を調査するため、米国連邦預金保険公社に職員 1 名を派遣。 	セミナー等	以下のセミナー等に参加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社によるセミナー ・ 中央預金保険公社（チャイニーズ・タイペイ）によるセミナー ・ 金融安定研究所（FSI）・国際預金保険協会（IADI）共同カンファレンス ・ 欧州預金保険フォーラム（EFDI）・Esisuisse（スイス）・チューリッヒ大学主催のシンポジウム ・ IADI ユーラシア地域委員会主催のセミナー ・ IADI アフリカ地域委員会及び中東・北アフリカ地域委員会主催のワークショップ 	<p>○セミナーの提供等の技術支援を通じ、海外の預金保険機関、特にアジア地域の預金保険機関の能力強化に一定の効果を果たしました。これらの貢献は、海外の機関から高い評価を得ています。</p> <p>また、当機構職員が国際機関及び海外預金保険機関が主催するセミナー等に参加し、最新の情報等を得るとともに、これらの活用及び共有に努めました。</p>	<p>○技術支援については、対象先やテーマの選定等に一層の工夫を加えつつ、更なる協力を進め、アジア地域等での協調の枠組みを構築していきます。</p> <p>国際機関及び海外預金保険機関が主催するセミナー等の機会を積極的に活用し、得られた最新の情報等を、当機構の活動に反映させていきます。</p>	
覚書の署名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社 ・ 韓国預金保険公社（更新） ・ 英国金融サービス補償スキーム（更新） 													
○当機構は、国内他機関とも連携し、特にアジアを中心とする地域との間の技術協力（職員（講師）派遣、受入れ等）に注力しています。														
技術協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ カンボジアにて経済財政省・国立銀行に対しセミナーを実施。モンゴル預金保険公社によるセミナーに参加。 ・ ベトナム預金保険、インドネシア預金保険公社、インドネシア中央銀行、ミャンマー中央銀行（JICA 研修）、諸外国金融規制監督者等（JICA 研修）、ウクライナ国会議員等（JICA 研修）を受入れ、セミナーを開催。 ・ 第 51 回 IADI 業務執行委員会（EXCO）の開催（東京）に合わせて、アジア・太平洋地域委員会（APRC）加盟国等の実務者を対象とした技術支援セミナーを開催。 													
人事交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米国の破綻処理の経験等を調査するため、米国連邦預金保険公社に職員 1 名を派遣。 													
セミナー等	以下のセミナー等に参加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国連邦預金保険公社によるセミナー ・ 中央預金保険公社（チャイニーズ・タイペイ）によるセミナー ・ 金融安定研究所（FSI）・国際預金保険協会（IADI）共同カンファレンス ・ 欧州預金保険フォーラム（EFDI）・Esisuisse（スイス）・チューリッヒ大学主催のシンポジウム ・ IADI ユーラシア地域委員会主催のセミナー ・ IADI アフリカ地域委員会及び中東・北アフリカ地域委員会主催のワークショップ 													
11. 預金保険制度に関連したグローバルな改革状況を踏まえた調査研究活動														
<p>機構業務関連事項に係る調査研究、関係者等への成果提供</p>	<p>○欧州における預金保険制度を巡る動向、並びに金融の技術革新における国際的な議論の状況等について調査研究を行いました。また、その一環として、平成 29 年 3 月に欧州への調査出張を実施しました。</p>	<p>○国際的な調査を適切に行うことができました。</p>	<p>○国内外の動向を踏まえつつ、調査研究に係る取組みを進めます。</p>	<p>国際統括室 調査部 調査分析課</p>										

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
	<p>○これらの調査研究の成果の一部を、調査研究誌「預金保険研究」（平成28年度は第19号・第20号）や預金保険機構のホームページで公表しました。</p> <p>（参考）ホームページにおいて、海外事情「米国FDIC：基金の概況」や「米国金融機関の破綻件数」を公表しました。</p>			
12. 関係会社との連携・協調				
① 整理回収機構への指導・助言、反社債権回収業務等に係る連携・協調	<p>○業務改善連絡会議や、個別案件情報連絡会等において、顧客保護や法令遵守等に関する状況をヒアリングし、業務改善に資する指導・助言を行いました。また、整理回収機構のコンプライアンス委員会に出席し、委員として意見を述べるなど、整理回収機構との連携に努めました。</p> <p>○整理回収機構のサービサー機能の活用については、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進策を実現するため、反社債権の該当性の判断の適正性を確保するために設置された適格性認定諮問委員会に出席し、委員として意見を述べるなど、制度の適切な運営が行われるよう整理回収機構との連携を図りました。</p> <p>○整理回収機構との定期的な情報交換を通じて、資金繰り等に関する助言等を行いました。</p>	○整理回収機構の適切な業務運営を確保する観点から、必要な指導・助言を行うとともに、連携を図りました。	<p>○整理回収機構の顧客保護状況や法令等の遵守状況をフォローアップしつつ、適切な業務運営が行われるよう、指導・助言を行います。</p> <p>○整理回収機構のサービサー機能の活用について、適切な業務運営が行われるよう連携に努めます。</p>	<p>総務部 管理課</p> <p>財務部 財務企画課</p> <p>金融再生部 企画管理課</p> <p>特別業務部 調査企画課</p> <p>金融業務支援部 業務企画課</p> <p>大阪業務部 総務管理課</p>
② 地域経済活性化支援機構及び東日本大震災事業者再生支援機構への協力	○両機構より、業務内容の説明を受け、その内容の確認を行いました。	○両機構の適正かつ効率的な業務運営への協力を行いました。	○両機構の業務の適正かつ効率的な実施に協力します。	総務部 管理課
③ 株主議決権の適切な行使	○株主総会における議決権の行使に際しては、関係会社からの予算及び決算説明等を踏まえ、株主として議決権を行使しました。	○株主議決権の行使を適切に行いました。	○関係会社の業務運営が法令等の目的に沿って行われているかなどの点に留意しつつ、株主議決権を適切に行使します。	総務部 管理課
13. 預金者及び国内外の関係者に対する情報発信の充実				
① 分かりやすい広報の実施、金融機関等との双方向の情報交換ができる環境整備	<p>○預金保険機構ホームページについては、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作りをしつつ、適時に新たな情報を掲載するなど、積極的な情報提供に努めました。</p> <p>ホームページ訪問者数：平成28年度 440,260名（前年度445,107名）</p> <p>○預金者向けパンフレットである「預金保険ガイドブック」、「まんがでみる預金保険制度」を作成し、全国の金融機関や地方公共団体等を通じ、預金保険制度について広く周知を図りました。</p>	○ホームページによる情報発信、パンフレットの配布を通じて、預金者等の預金保険制度及び当機構の役割・業務への理解をより一層深めることに寄与しました。なお、ホームページについては、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作りを努めました。	○預金者等の目線に立った分かりやすい広報の実施及び金融機関等と双方向の情報交換ができる環境整備を推進し、様々な機会を捉えて関係者の声に耳を傾け、取組みの充実・改善に努めます。なお、ホームページについては、一般利用者等の視点を優先し、情報の探しやすさ、使いやすさの向上を図るほか、高齢者や障害者等に配慮したホームページとするため、リニューアルに向けた取組みを進めていきます。	<p>総務部 広報・情報管理室</p> <p>検査部 検査企画課</p>

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
	<p>○立入検査においては、検査実施に係る問題点を把握するため、検査部担当理事、検査部長等が被検査金融機関を訪問するオンサイト検査モニターを実施し、その際、先方の経営陣との意見交換を行う中で、当機構の業務について情報交換を行いました。</p> <p>検査モニター実施件数：41件（前年度41件）</p>	<p>○オンサイト検査モニターにおいて情報交換を行うことで、金融機関の当機構業務への理解をより一層深めることに寄与しました。</p>		
<p>② 日本の預金保険制度及び機構の活動等に係る国外の関係者への情報発信</p>	<p>○「預金保険機構年報」の英語版である「ANNUAL REPORT 2015/2016」を作成し、国内外の関係機関へ配布しました。また、海外預金保険機関及び海外の政府関係者向けのセミナー等に於いて、年報を活用し当機構の活動を説明しました。</p> <p>○当機構ホームページに英語版の記事を掲載し、英語による情報発信の充実を継続しました。</p> <p>○国際会議に大使館及び中央銀行のアタッシェを招待し、預金保険に関する情報提供に努めました。</p>	<p>○国内外の関係者に対して必要な情報提供を行うことができました。</p>	<p>○英文年報の国際会議及び技術支援セミナー等での活用、並びに英文ホームページ等を用いた広報を通じ、適時の情報の提供に努めていきます。</p>	<p>国際統括室</p>

14. 財務の健全化・効率化の着実な推進及び財務状況の情報開示

<p>① 金融機関破綻処理等に対応できる予算作成・執行管理、財務状況の分かりやすい情報開示</p>	<p>○平成29事業年度予算編成に当たっては、業務の合理化・効率化や、予算の執行実績を踏まえた精査等、徹底して見直しを行いました。具体的には、定員増等により人件費が前事業年度に比して増額したものの、物件費は見直し等により削減しました。また、金融機関破綻処理に必要な経費を引き続き計上しました。</p> <p>○予算執行に当たっては、業務目的遂行上真に必要な金額であるかどうかを精査することで、効率的な予算執行に努めました。</p> <p>○随意契約の見直しを行い、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約への速やかな移行等により、契約方法における透明性・競争性の確保に努めました。</p> <p>○預金保険法等に規定された財務諸表等の作成・公表のほか、子会社との連結財務諸表を含んだ行政コスト計算書の作成・公表を行うなど情報開示に努めました。</p> <p>○財務の健全化については、一般勘定において新たな金融破綻の発生がなかったこと等から責任準備金が増加するなど、預金保険機構全体で見て利益剰余金が増加しました。</p> <p>【各勘定の利益剰余金（一般勘定は責任準備金）・欠損金の増減状況】（単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="454 1375 1697 1900"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般</th> <th>危機対応</th> <th>金融再生</th> <th>健全化</th> <th>機能強化</th> <th>被害回復</th> <th>地域経済</th> <th>震災支援</th> <th>休眠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度末</td> <td>27,925</td> <td>3,700</td> <td>△1,155</td> <td>15,991</td> <td>403</td> <td>△1,475 (万円)</td> <td>△2,907 (万円)</td> <td>△192 (万円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>28年度末</td> <td>32,252</td> <td>3,695</td> <td>△880</td> <td>15,922</td> <td>434</td> <td>△4,534 (万円)</td> <td>△3,407 (万円)</td> <td>△247 (万円)</td> <td>△492 (万円)</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>4,326</td> <td>△4</td> <td>274</td> <td>△68</td> <td>31</td> <td>△3,058 (万円)</td> <td>△500 (万円)</td> <td>△55 (万円)</td> <td>△492 (万円)</td> </tr> </tbody> </table>		一般	危機対応	金融再生	健全化	機能強化	被害回復	地域経済	震災支援	休眠	27年度末	27,925	3,700	△1,155	15,991	403	△1,475 (万円)	△2,907 (万円)	△192 (万円)	-	28年度末	32,252	3,695	△880	15,922	434	△4,534 (万円)	△3,407 (万円)	△247 (万円)	△492 (万円)	増減額	4,326	△4	274	△68	31	△3,058 (万円)	△500 (万円)	△55 (万円)	△492 (万円)	<p>○平成29事業年度予算において、金融機関破綻処理等に備えるとともに、事務費について徹底して見直しを行いました。</p> <p>○経費の節減努力や随意契約の見直し等により、適正な予算の執行管理を行いました。</p> <p>○子会社を含む預金保険機構全体の財務状況について、分かりやすい情報開示を行いました。</p> <p>○保険金支払等のために積立てる責任準備金は、着実に増加しました。</p>	<p>○財務の健全化や財務に関する業務の合理化に取り組むとともに、金融機関破綻処理等に適切に対応できる予算作成・執行管理を行います。また、財務状況の分かりやすい情報開示に努めます。</p>	<p>財務部 経理第一課 経理第二課 経理第三課</p>
	一般	危機対応	金融再生	健全化	機能強化	被害回復	地域経済	震災支援	休眠																																			
27年度末	27,925	3,700	△1,155	15,991	403	△1,475 (万円)	△2,907 (万円)	△192 (万円)	-																																			
28年度末	32,252	3,695	△880	15,922	434	△4,534 (万円)	△3,407 (万円)	△247 (万円)	△492 (万円)																																			
増減額	4,326	△4	274	△68	31	△3,058 (万円)	△500 (万円)	△55 (万円)	△492 (万円)																																			

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																																																																				
② 機構の財務状況を踏まえた適切な保険料率の決定	<p>○平成29年度の預金保険料率については、平成27年度の預金保険料率を定める際に得られた「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」に関する共通理解に基づき検討した結果、実効料率を平成28年度の0.042%から0.037%に引き下げることとし、それを前提に、決済用預金及び一般預金等に係る預金保険料率を以下のとおり定めました（金融庁長官及び財務大臣の認可を取得）。</p> <p style="margin-left: 20px;">決済用預金 0.049% 一般預金等 0.036%</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」に関する共通理解</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成33年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていく」ことを当面の積立目標とする。 ○ 金融システム安定のための中核的な仕組みである預金保険制度を強固なものとして維持する観点から、この目標を確実に達成していくこととする。 ○ 適用する預金保険料率については、この目標を確実に達成できる水準に定めることとする。 <p>(2) 点検の枠組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記(1)の積立目標に対する毎年の積立状況については、運営委員会で翌年度の預金保険料率を審議する際に合わせてモニタリングする。 ○ 預金保険制度を巡る環境変化等を踏まえた点検を積立期間中に行うこととする。具体的には、付保対象預金の実際の伸びや預金保険制度等を巡る国際的な動向、破綻発生状況、金融経済情勢等を踏まえ、適用料率や、目標水準およびその定め方、達成時期について、必要に応じ点検する。 </div> <p>【預金保険料率の推移】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">預金保険料率</th> <th>実効料率^(注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和46年（制度発足時）～昭和56年度</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.006%</td> <td style="text-align: center;">0.006%</td> </tr> <tr> <td>昭和57年度～昭和60年度</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.008%</td> <td style="text-align: center;">0.008%</td> </tr> <tr> <td>昭和61年度～平成7年度</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.012%</td> <td style="text-align: center;">0.012%</td> </tr> <tr> <td>平成8年度～平成12年度</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">0.048%</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">0.084%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成13年度</td> <td style="text-align: center;">特定預金^(注1)</td> <td style="text-align: center;">その他預金等^(注1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.048%</td> <td style="text-align: center;">0.048%</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td style="text-align: center;">0.094%</td> <td style="text-align: center;">0.080%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度・平成16年度</td> <td style="text-align: center;">決済用預金^(注2)</td> <td style="text-align: center;">一般預金等^(注2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.090%</td> <td style="text-align: center;">0.080%</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td style="text-align: center;">0.115%</td> <td style="text-align: center;">0.083%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度・平成19年度</td> <td style="text-align: center;">0.110%</td> <td style="text-align: center;">0.080%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: center;">0.108%</td> <td style="text-align: center;">0.081%</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: center;">0.107%</td> <td style="text-align: center;">0.081%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度・平成23年度</td> <td style="text-align: center;">0.107%</td> <td style="text-align: center;">0.082%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成24年度・平成25年度^(注4)</td> <td style="text-align: center;">0.107%</td> <td style="text-align: center;">0.082%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">0.084%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(0.089%)</td> <td style="text-align: center;">(0.068%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成26年度^(注4)</td> <td style="text-align: center;">0.108%</td> <td style="text-align: center;">0.081%</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">(0.07%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(0.090%)</td> <td style="text-align: center;">(0.068%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度・平成28年度</td> <td style="text-align: center;">0.054%</td> <td style="text-align: center;">0.041%</td> <td style="text-align: center;">0.042%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td style="text-align: center;">0.049%</td> <td style="text-align: center;">0.036%</td> <td style="text-align: center;">0.037%</td> </tr> </tbody> </table>		預金保険料率		実効料率 ^(注3)	昭和46年（制度発足時）～昭和56年度	0.006%		0.006%	昭和57年度～昭和60年度	0.008%		0.008%	昭和61年度～平成7年度	0.012%		0.012%	平成8年度～平成12年度	0.048%		0.084%	平成13年度	特定預金 ^(注1)	その他預金等 ^(注1)	0.048%	0.048%	平成14年度	0.094%	0.080%	平成15年度・平成16年度	決済用預金 ^(注2)	一般預金等 ^(注2)	0.090%	0.080%	平成17年度	0.115%	0.083%	平成18年度・平成19年度	0.110%	0.080%	平成20年度	0.108%	0.081%	平成21年度	0.107%	0.081%	平成22年度・平成23年度	0.107%	0.082%	平成24年度・平成25年度 ^(注4)	0.107%	0.082%	0.084%	(0.089%)	(0.068%)	平成26年度 ^(注4)	0.108%	0.081%	(0.07%)	(0.090%)	(0.068%)	平成27年度・平成28年度	0.054%	0.041%	0.042%	平成29年度	0.049%	0.036%	0.037%	<p>○中長期的に預金保険機構の財政が均衡するよう適切な保険料率を定めました。</p>	<p>○左記の共通理解に基づき、中長期的に当機構の財政が均衡するよう適切な保険料率としていきます。</p>	<p>預金保険部 企画課</p>
	預金保険料率		実効料率 ^(注3)																																																																					
昭和46年（制度発足時）～昭和56年度	0.006%		0.006%																																																																					
昭和57年度～昭和60年度	0.008%		0.008%																																																																					
昭和61年度～平成7年度	0.012%		0.012%																																																																					
平成8年度～平成12年度	0.048%		0.084%																																																																					
平成13年度	特定預金 ^(注1)	その他預金等 ^(注1)																																																																						
	0.048%	0.048%																																																																						
平成14年度	0.094%	0.080%																																																																						
平成15年度・平成16年度	決済用預金 ^(注2)	一般預金等 ^(注2)																																																																						
	0.090%	0.080%																																																																						
平成17年度	0.115%	0.083%																																																																						
平成18年度・平成19年度	0.110%	0.080%																																																																						
平成20年度	0.108%	0.081%																																																																						
平成21年度	0.107%	0.081%																																																																						
平成22年度・平成23年度	0.107%	0.082%																																																																						
平成24年度・平成25年度 ^(注4)	0.107%	0.082%	0.084%																																																																					
	(0.089%)	(0.068%)																																																																						
平成26年度 ^(注4)	0.108%	0.081%	(0.07%)																																																																					
	(0.090%)	(0.068%)																																																																						
平成27年度・平成28年度	0.054%	0.041%	0.042%																																																																					
平成29年度	0.049%	0.036%	0.037%																																																																					

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署																
	<p>(注1) 「特定預金」は、当座預金、普通預金及び別段預金、「その他預金等」は、特定預金以外の定期性預金等。</p> <p>(注2) 「決済用預金」、「一般預金等」は、平成16年度まで、それぞれ「特定預金」、「その他預金等」と同じ(ただし、平成16年度は特定決済債務(預金保険法第69条の2第1項)を含む)。平成17年度以降は、「決済用預金」は、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の3要件を満たす預金及び特定決済債務、「一般預金等」が決済用預金以外の定期性預金等。</p> <p>(注3) 平成8年度～平成13年度は、この間設定された特別保険料(預金保険法附則第19条第1項)の料率(0.036%)を含む。平成14年度以降は、預金保険料率の決定時に前提とした実効料率。</p> <p>(注4) 平成24年度～平成26年度は、各年度において、保険事故の発生、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は預金保険法第102条第1項第2号若しくは第3号に掲げる措置を講ずる必要がある旨の内閣総理大臣の認定がなかったため、保険料の一部が返還された(返還後の預金保険料率及び実効料率は括弧内)。</p>																			
<p>③ 安定性・流動性を重視した資金運用、資金需要を踏まえた効率的な資金調達</p>	<p>○資金運用面では、日銀の金融緩和政策が継続する中、安全性・流動性を重視した対応を行いました。こうした中、早期健全化勘定で保有していた2年国債について、満期保有より総合損益が高かったことから、中途売却しました。</p> <p>○資金調達面では、金融再生勘定で4,000億円、金融機能強化勘定で2,800億円の預金保険機構債を発行しました。また、金融再生勘定、金融機能強化勘定、被害回復分配金支払勘定に加え、新たに設置した休眠預金等管理勘定において金融機関からの借入れを実施しました。</p> <p>【資金調達残高の推移】 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="510 1003 1608 1163"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資金調達残高</td> <td>22,476</td> <td>21,197</td> <td>20,899</td> </tr> <tr> <td>債券残高</td> <td>18,300</td> <td>18,300</td> <td>16,300</td> </tr> <tr> <td>(年度発行額)</td> <td>(6,800)</td> <td>(2,000)</td> <td>(6,800)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○引き続き市場関係者とのコミュニケーションの充実に努めました。具体的には、資金運用面では、市場関係者との日々の情報交換等を通じた市場動向の適切な把握に注力しました。また、資金調達面では、28年度も借入札参加者を対象とした説明会を開催したほか、資金調達の更なる円滑化を目的として資金調達方法に係る意見交換を目的とした借入札参加者への訪問等を実施しました。</p>		26年度	27年度	28年度	資金調達残高	22,476	21,197	20,899	債券残高	18,300	18,300	16,300	(年度発行額)	(6,800)	(2,000)	(6,800)	<p>○資金運用面では、安全性・流動性を重視し、適切な対応を行いました。</p> <p>○資金調達面では資金需要を踏まえた効率的な調達を適切に行いました。</p> <p>○資金運用・調達とも、市場関係者とのコミュニケーションの充実に努めました。</p>	<p>○資金運用は、厳しい運用環境の下、引き続き安全性・流動性を重視しながら、適切な運用に努めます。</p> <p>○資金調達は、資金需要を踏まえた効率的な調達に取り組みます。</p> <p>○資金運用・調達について、引き続き市場関係者との適切なコミュニケーションを図ります。</p>	<p>財務部 資金第一課</p>
	26年度	27年度	28年度																	
資金調達残高	22,476	21,197	20,899																	
債券残高	18,300	18,300	16,300																	
(年度発行額)	(6,800)	(2,000)	(6,800)																	
<p>15. コンプライアンス態勢等の強化</p>																				
<p>① 役職員のコンプライアンス意識の向上</p>	<p>○役職員のコンプライアンスに対する理解や適切な行動が一層定着するように、以下の措置を講じました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 理事長から全役職員に対して、メッセージを配信(平成28年9月) ② 新規入構者に対する研修(2回：平成28年4月及び同年7月) ③ 顧問弁護士等による研修(4回：平成28年9月から平成29年1月) ④ 法律知識研修(7回：平成28年4月から平成29年3月) ⑤ コンプライアンス総括部門による希望部に対する研修 ⑥ 各部内勉強会等 ⑦ コンプライアンス責任者連絡会(3回：平成28年5月から平成29年2月) ⑧ コンプライアンス委員会(平成29年3月) 	<p>○役職員のコンプライアンス意識の向上に努めました。</p>	<p>○役職員のコンプライアンスに対する意識を向上させ、より適切な行動が定着するよう研修等の実施に努めます。</p>	<p>法務統括室</p>																
<p>② 情報セキュリティ強化の推進、役職員の意識向上</p>	<p>○情報管理及び個人情報保護等の情報セキュリティ対策を強化するために、以下の措置を講じました。</p> <p>(1) 情報システムの脆弱性診断 外部と接続しているシステムについて、脆弱性診断を実施しました(平成28年11～12月)。</p>	<p>○各部室及び情報システムの情報セキュリティ対策の実施状況及び脆弱性診断を実施することにより、情報セキュリティに係る</p>	<p>○近年、特に巧妙化・複雑化するサイバー攻撃の脅威に対し、預金保険機構における情報セキュリティに係るリスクを網羅的に評</p>	<p>総務部 総務課情報セキュリティ室 システム総括課</p>																

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
	<p>(2) 情報セキュリティ対策実施状況についての監査 各部署及び情報システムの情報セキュリティ対策実施状況についての監査を実施しました（平成 28 年 11～12 月）。</p> <p>(3) 役職員の意識向上のための周知・徹底等 以下の意識向上のための施策を実施しました。</p> <p>① 新規入構者を対象とした情報セキュリティ研修（6回：平成 28 年 5 月、7 月、8 月、9 月、12 月、平成 29 年 3 月）</p> <p>② 全役職員を対象とした情報セキュリティ関連規程に関する研修（1回：平成 29 年 2～3 月）</p> <p>③ 情報セキュリティ関連責任者・管理者を対象とした情報セキュリティ関連規程に関する研修（1回：平成 29 年 3 月）</p> <p>④ 全役職員を対象とした情報セキュリティの最新事例及びその対策に関する研修（1回：平成 29 年 2 月）</p> <p>⑤ 「預金保険機構情報セキュリティ月間」を設定し、啓発ポスター掲示及び役職員向けメールマガジンを発行（平成 29 年 2 月）</p> <p>⑥ 全役職員を対象とした標的型メール攻撃への対応力強化を図るためのメール訓練（2回：平成 28 年 10 月、平成 29 年 1 月）</p> <p>⑦ 情報セキュリティ関連トピックスに関する情報提供のため全役職員向けに「情報セキュリティ便り」を発行（隔月）</p> <p>⑧ 全役職員及び情報システムセキュリティ責任者を対象とした自己点検（平成 28 年 12 月）</p>	<p>リスクを網羅的に評価・把握し、必要な取組みを実施しました。また、研修・訓練等を通じて、役職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図りました。</p>	<p>価・把握し、必要な取組みを速やかに実施することにより、情報セキュリティ対策強化の推進に努めます。</p> <p>また、引き続き、各種研修等を通じ、情報セキュリティに関する役職員の意識向上を図ります。</p> <p>○秘匿性の高い重要情報を保管するために、より安全でよりセキュリティレベルの高い環境（分離 LAN/WAN 環境）を構築するなど、情報セキュリティ対策強化の推進に努めます。</p>	

16. 地震等災害発生時に優先的に実施する業務を継続するための体制（BCP体制）整備

<p>① 破綻処理業務を円滑に行うための業務継続体制の確立、役職員に対する安否確認訓練等の実施</p>	<p>【業務継続体制の確立】</p> <p>○災害時に実施すべき応急業務のための執行体制の整備については、平成 26 年 12 月に預金保険機構のBCPを作成しました。</p> <p>○災害が発生した場合でも破綻処理を適切に実行できるよう、バックアップ拠点の機能拡充に向けた対応を実施しました。</p> <p>○関東広域被災を想定し、機構オフィスが使用不能となった場合に破綻処理業務システムの使用が可能となるようシステム拠点を以下のとおりとし、次期破綻処理業務システムの構築作業を推進しました。当該システムの平成 29 年 9 月における本番稼働開始と合わせて、バックアップオフィス及びバックアップデータセンタでのシステム運用が可能となります。</p> <p>【システムオペレーションオフィス】</p> <table border="1" data-bbox="492 1516 1676 1623"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>拠点</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プライマリオフィス</td> <td>関東</td> <td>通常のシステムオペレーション拠点</td> </tr> <tr> <td>バックアップオフィス</td> <td>関西</td> <td>上記被災時のシステムオペレーション拠点</td> </tr> </tbody> </table> <p>【データセンタ】</p> <table border="1" data-bbox="492 1690 1676 1797"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>拠点</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プライマリデータセンタ</td> <td>関東</td> <td>通常のシステム稼働拠点</td> </tr> <tr> <td>バックアップデータセンタ</td> <td>関西</td> <td>上記被災時のシステム稼働拠点</td> </tr> </tbody> </table>	名称	拠点	用途	プライマリオフィス	関東	通常のシステムオペレーション拠点	バックアップオフィス	関西	上記被災時のシステムオペレーション拠点	名称	拠点	用途	プライマリデータセンタ	関東	通常のシステム稼働拠点	バックアップデータセンタ	関西	上記被災時のシステム稼働拠点	<p>○災害時等における破綻処理の業務継続性強化を目的とし、新たに構築しているバックアップオフィス及びバックアップデータセンタでの次期破綻処理業務システムの稼働開始に向けて、予定通り対応を進めることができました。</p>	<p>○災害が発生した場合において、破綻処理に係る業務を円滑に行うための業務継続体制の確立に努めます。</p>	<p>総務部 総務課 システム総括課</p> <p>金融再生部 金融整理課</p> <p>預金保険部 企画課</p>
名称	拠点	用途																				
プライマリオフィス	関東	通常のシステムオペレーション拠点																				
バックアップオフィス	関西	上記被災時のシステムオペレーション拠点																				
名称	拠点	用途																				
プライマリデータセンタ	関東	通常のシステム稼働拠点																				
バックアップデータセンタ	関西	上記被災時のシステム稼働拠点																				

課 題	主 な 業 務 実 績	評 価 結 果	今 後 の 取 組 方 針	担 当 部 署
	<p>【安否確認訓練等の実施】</p> <p>○役職員に対する訓練については、平成28年9月に「安否確認システム」による安否確認訓練を実施しました。</p> <p>○上記訓練における未報告者に対し、未報告理由を確認のうえ個別対応を実施したほか、本システムによる安否確認の実効性の検証結果を踏まえ、全役職員に本システムに登録している連絡先の再確認を依頼しました。</p>	<p>○災害時における応急業務の一つである役職員の安否確認について、訓練や連絡先の確認を行い、より実効性のある応急業務執行体制の整備に取り組みました。</p>		
<p>② 災害時に優先的に継続しなければならない決済事務等を適切に遂行できる強固な業務継続体制の構築</p>	<p>○災害時の事務移管先において、災害時に優先的に継続しなければならない決済事務等を円滑に遂行できるよう、事務手順等の整備を進めました。また、事務移管先における訓練を含む各種訓練等を実施し、災害時の業務継続体制の強化を図りました。</p>	<p>○災害時において優先的に継続すべき決済事務等を遂行するための体制の強化を図りました。</p>	<p>○災害時に資金決済等に関する業務を適切に遂行できるよう、引き続き関係部署及び関係機関と連携して業務継続訓練等を実施し、預金保険機構の強固な業務継続体制を構築していきます。</p>	<p>財務部 財務企画課 資金第一課 資金第二課 大阪業務部 総務管理課</p>
<p>17. 組織体制等の的確かつ効率的な運営</p>				
<p>業務方針及び環境変化に対応した組織・人員・システム体制の的確かつ効率的な運営</p>	<p>【組織・人員体制】</p> <p>○政府の定員合理化方針に準じた合理化計画に基づき、定員合理化（▲8名）を実施しました。</p> <p>○休眠預金等活用法に基づく業務を実施するための体制整備（必要なシステムの構築を含む）及び金融機能強化法に基づく金融機関等からの株式等の引受け等に係る申込み期限の延長への対応等のために、必要な機構と定員を確保しました。</p> <p>○金融機関の破綻処理スキームに係る諸課題の整理・検討及び休眠預金等活用法に基づく業務を遂行するために必要となる人材を配置しました。</p> <p>【システム体制】</p> <p>○預金保険機構が保有するシステム全てを統括できる者として、システム総括審議役を設置し、全システムを一元的に管理できる体制を整えました。</p> <p>○「システム開発施策計画化手続」を制定し、以下のようにシステム開発を合理的、効果的に行う体制を整備しました。</p> <p>（1）機構内全システムの開発施策を合理的、効果的に行うための審査スキームを確立しました。</p> <p>（2）システム案件の採否判断の意思決定プロセス、権限を明確にしました。</p> <p>（3）システム開発施策申請及び予算申請の計画的な準備を実施するとともに、開発要員需給の早期把握による体制整備、年度予算の適正化を図るため、システム3か年計画を策定しました。</p>	<p>○業務方針に基づく各種業務に対応するため、限られた定員の中で適切な体制整備を行いました。</p> <p>○システム体制の的確かつ効率的な運営に資するよう体制を整備しました。</p> <p>○システム開発を合理的、効果的に行うための手続を制定しました。</p>	<p>○業務方針及び環境変化に対応した組織・人員体制の的確かつ効率的な運営に取り組んでいきます。</p> <p>○ITガバナンスについて引き続き強化を図り、当機構保有の各種システムの整備・改善に努めます。</p>	<p>総務部 人事課 総務課 システム総括課</p>